

精神保健福祉法における入院届出等の記載の手引き改訂の主なポイント

＜手引きの一本化＞

- ・これまで別々に存在していた以下の2つの文書を統合

①「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する入院届出等における記載上の留意点について」

②「各届出留意事項入り様式」

＜実用性の向上＞

- ・実際の届出様式に記載上の留意点を直接示す形式に変更し医師等がその場で確認できるように配慮
 - ・要点を簡潔に続けて記載することで、現場での使いやすさを重視
 - ・審査会での指摘事項、事務局事前審査における補正対象箇所を重点的に明示

＜今後の運用について＞

- ・本手引きは全大会での承認後、県下精神科医療機関および各保健福祉事務所に送付し、適正な運用がなされるよう、関係機関に対して周知徹底を図る
 - ・厚生労働省による各種通知等、実情に即した柔軟な対応を可能とするため、本手引きに関する軽微な修正については年1回の全大会での承認を経ずに、事務局による改訂を行うこととしてよいか